節水機器	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は５～８リットル／分であること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ．水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において５リットル／分以上の吐水流量であること。 【配慮事項】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

備考）１　「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13㎜の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

３　節水コマの吐水流量の試験方法は、ＪＩＳ　B2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、ＪＩＳ　B2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準＜個別事項＞①を満たす。

４　「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。

５　本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。

ア．ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ．設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁１個は、水栓１個に対応すること。

ウ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

６　本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

日射調整フィルム	【判断の基準】 ①遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ②熱貫流率は5.9W／（㎡・K）未満であること。 ③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①から④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考）１　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。

２　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、ＪＩＳ　A5759による。

３　判断の基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。

４　日射調整性能の「耐候性」の確認とは、ＪＩＳ　A5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。

５　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。

６　調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

ア．ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。

イ．電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

エ．照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

⑵　目標の立て方

①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。

②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（㎡）とする。

③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。

④燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。

⑤生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

⑥節水機器にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量(個)の割合とする。

⑦日射調整フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。

第明治三十種郵便物認可